

令和 8 年 5 月 25 日

香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）に関する当面の運用について（通知）

香川県広域水道企業団工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用については、令和 4 年 8 月 1 日付け 4 水企計第 3583 号にて通知し、運用しているところですが、令和 8 年 3 月 31 日付け総行行第 161 号「中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について（要請）」の内容を踏まえ、香川県広域水道企業団においても、取引価格を請負代金に適正に反映するため、下記のとおり運用することとしたので通知します。

記

1 運用方法

① 残工期について

「香川県広域水道企業団工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）」（以下「マニュアル」という。）第 1 章 総論 1-1 対象工事については、今後、想定外の建設資材の高騰や納期遅延により円滑な施工確保に支障をきたすおそれがあるため、残工事の規定の運用は行わないこととする。

なお、施工時期等の関係上、単品スライド請求が工期末にあった場合、十分な協議期間等が確保できないことも考えられることから、協議開始日及び工事期間については受発注者協議のうえ、適切に措置すること。

② 積算方法について

「マニュアル 1-4-1 スライド額算定方法の考え方」のそれぞれの品目毎の変動後の金額について、アスファルト合材のうち土木工事積算単価表に記載の資材（別紙 1）においては香川県土木部技術企画課が毎月、各工場から徴収した見積単価（以下「見積徴収表（技術企画課）」という。）を基に決定した単価をスライド額算定に用いるものとする。（別紙 2）

2 適用

本通知は、令和 8 年 6 月 1 日以降に変更設計書を積算する工事から適用する。